

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) <u>係長</u> <u>新潟県行政組織規則第170条第1項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第192条第1項に規定する係長、同規則第211条第1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、新潟県教育委員会組織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の2第1項（第42条の8第6項、第42条の16第6項、第49条第12項及び第50条の6第4項において準用する場合を含む。）に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。</u> (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略)

(会計職員の設置及び任命)

第8条 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる者をもつて充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所補助職員 事務所等(次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織に限り、会計事務を担当する課長及び係長が置かれていない組織(会計事務を担当する参事又は副参事の職が設けられているものを除く。)並びに別表第5の事務所補助職員の項の右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された事務所所属出納員を置く組織を除く。)

(5) (略)

2・3 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク 第1号(キを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務

(3) (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、財務現金取扱員(出納局に所属する者に限る。)及び資金前渡職員(交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速道路通行料金の前渡を受けた者を除く。)が交替したときには、適用しない。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局管理課新潟分室
(略)		出納局管理課長岡分室
(略)		出納局管理課上

(会計職員の設置及び任命)

第8条 次の各号に掲げる名称の会計職員を当該各号に掲げる組織に置き、別表第5の右欄に掲げる者をもつて充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所補助職員 事務所等(次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織に限り、会計事務を担当する課及び係が設けられていない組織(会計事務を担当する参事、副参事又は総括所長代理の職が設けられているものを除く。)並びに別表第5の事務所補助職員の項の右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された事務所所属出納員を置く組織を除く。)

(5) (略)

2・3 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

(3) (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、出納局に所属する財務現金取扱員及び資金前渡職員(交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速道路通行料金の前渡を受けた者を除く。)が交替したときには、適用しない。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		出納局会計検査課新潟分室
(略)		出納局会計検査課長岡分室
(略)		出納局会計検査

	越分室
(略)	出納局管理課佐渡分室
(略)	出納局管理課

	課上越分室
(略)	出納局会計検査課佐渡分室
(略)	出納局会計検査課

別表第5 (第8条関係)

会計職員 の名称	会計職員を 置く組織	会計職員に充てる者
財務現 金取扱 員	(略)	当該事務所の会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては、当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては事務長の職にある者、 <u>課長及び係長が置かれていない場合</u> にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は会計管理者が指定する職員)
	大阪事務所	会計事務を担当する所長代理(所長代理が置かれていない場合にあつては、主査)の職にある者
	別に告示された課	当該課の会計事務を担当する係長の職にある者(係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する副参事の職にある者)
	(略)	
(略)		
事務所	事務所等	当該事務所等の会計事

別表第5 (第8条関係)

会計職員 の名称	会計職員を 置く組織	会計職員に充てる者
財務現 金取扱 員	(略)	当該事務所の会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては、当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては事務長の職にある者、 <u>課及び係が設けられていない場合</u> にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は会計管理者が指定する職員)
	別に告示された課	当該課の会計事務を担当する係長の職にある者(係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する行政調査員、政策企画員、危機対策専門員若しくは企画監査員(行政調査員、政策企画員、危機対策専門員及び企画監査員の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者)
	(略)	
(略)		
事務所	事務所等	当該事務所等の会計事

補助職員	(次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織に限り、会計事務を担当する課長及び係長が置かれていない組織(会計事務を担当する参事又は副参事の職が設けられているものを除く。)並びに右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された事務所所属出納員を置く組織を除く。)	務を担当する課長(事務所所属出納員に充てられた者を除く。以下この項において同じ。)又は係長が置かれている場合にあつては当該課長又は係長(課長及び係長が置かれている場合にあつては、課長)の職にある者(課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する参事又は副参事の職にある者)
課補助職員	課等(右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された課所属出納員を置く組織及び警察本部の予算経理を分掌する課を除く。)	当該課等の会計事務を担当する係長の職にある者(係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する副参事の職にある者又は会計管理者が指定する職員)
	警察本部の予算経理を分掌する課	当該課の次長を直接補佐する職にある者

別記(第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表(第25条、第35条、第38条、第48条関係)

補助職員	(次長又は副部長等が事務所所属出納員である組織に限り、会計事務を担当する課及び係が設けられていない組織(会計事務を担当する参事、副参事又は総括所長代理の職が設けられているものを除く。)並びに右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された事務所所属出納員を置く組織を除く。)	務を担当する課長(事務所所属出納員に充てられた者を除く。以下この項において同じ。)又は係長が置かれている場合にあつては当該課長又は係長(課長及び係長が置かれている場合にあつては、課長)の職にある者(課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する参事、副参事、課長代理、税務専門員又は総括所長代理の職にある者)
課補助職員	課等(右欄に掲げる者に係る職に兼ねて補された課所属出納員を置く組織及び警察本部の予算経理を分掌する課を除く。)	当該課等の会計事務を担当する係長の職にある者(係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する行政調査員、政策企画員、危機対策専門員若しくは企画監査員(行政調査員、政策企画員、危機対策専門員及び企画監査員の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は会計管理者が指定する職員)
	警察本部の予算経理を分掌する課	会計管理者が指定する職員

別記(第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表(第25条、第35条、第38条、第48条関係)

項目	適用	算式	等	摘要
	条文			
請負金額を変更する場合	第25条第2項	1 第1回目の変更の場合 合 (変更工事価格×元請負金額÷元設計額) × <u>1.08</u> =変更後の請負金額		(略)
		2 第2回目(以降)の変更の場合 (2回目(以降)変更工事価格×元請負金額÷元設計額)× <u>1.08</u> =2回目(以降)変更後の請負金額		
(略)				
(略)				

項目	適用	算式	等	摘要
	条文			
請負金額を変更する場合	第25条第2項	1 第1回目の変更の場合 合 (変更工事価格×元請負金額÷元設計額) × <u>1.05</u> =変更後の請負金額		(略)
		2 第2回目(以降)の変更の場合 (2回目(以降)変更工事価格×元請負金額÷元設計額)× <u>1.05</u> =2回目(以降)変更後の請負金額		
(略)				
(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。